

さいたま市告示第 1 2 2 9 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 0 5 号）第 1 0 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 7 月 1 8 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 2 9 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 0 4 8 (6 5 2) 8 8 1 2

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/07/14	東浦和駅	埼玉県警17-7232623	H5J38958		
2025/07/14	東浦和駅	埼玉県警18-8408703	WBK117531H		
2025/07/14	東浦和駅	埼玉県警22-221360079	SG22104118		
2025/07/14	南浦和駅東口	埼玉県警20-202400434	A20AA33290		
2025/07/14	浦和駅東口	埼玉県警23-233976873	A23AF44592		
2025/07/14	与野本町駅	埼玉県警13-3417162	AS3XF57907		
2025/07/14	南与野駅	埼玉県警22-224385609	HS2H08470		
2025/07/15	南浦和駅東口	佐賀県警佐344128	G81G00670		
2025/07/15	南浦和駅東口	埼玉県警24-240469774	STWIU02949		
2025/07/15	北戸田駅	大森G96865	F2099966		
2025/07/15	浦和駅東口	埼玉県警24-240978369	B3J13318		
2025/07/15	浦和駅東口	埼玉県警21-215196496	F21N04045		
2025/07/15	北与野駅	埼玉県警21-213575228	SA098510		
2025/07/15	南与野駅	埼玉県警15-5425004	V150801763		
2025/07/17	浦和駅東口	埼玉県警21-212383660	GG1D36240		
2025/07/17	与野本町駅	高島平E36491	SXL325648		
2025/07/17	与野本町駅	福生H62674	B7K56622		
2025/07/17	与野本町駅	埼玉県警20-203528663	F20478482		
2025/07/17	南与野駅	埼玉県警20-200064127	SUA307035		
2025/07/17	南与野駅	埼玉県警17-7414865	S7D358088		
2025/07/18	南浦和駅西口	埼玉県警20-200207777	G8F11200		
2025/07/18	北与野駅	宮城県警03201511	SKG58780		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/07/14	大宮駅西口	埼玉県警20-205159843	XY20E00446		
2025/07/14	東大宮駅西口	埼玉県警23-230584931	STVLZ04945		
2025/07/15	大宮駅東口	埼玉県警25-250239777	G171205251		
2025/07/17	大宮駅東口	埼玉県警23-233524743	F23684205		
2025/07/17	土呂駅東口	埼玉県警16-6046819	STNKA16519		
2025/07/17	土呂駅西口	成城I70774	B2B35517		
2025/07/18	大宮公園駅	不明	G190701315		

合計: 29台

告示期限 令和7年8月8日